

神戸市優良建築物等整備事業(優良再開発型)補助要綱

平成6年6月23日 市長決定

令和6年3月1日 改正

(目的)

第1条 この要綱は、優良建築物等整備事業制度要綱(平成6年6月23日建設省住街発第63号。以下「制度要綱」という。)の規定に基づく優良再開発型優良建築物等整備事業に関する経費について、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、神戸市補助金等の交付に関する規則(平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。)に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、補助金規則、制度要綱、社会資本整備総合交付金交付要綱(平成22年3月26日国官会第2317号。以下「交付金交付要綱」という。)及び市街地再開発事業等補助要領(昭和62年5月20日建設省住街発第47号。以下「国要領」という。)に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 神戸市優良建築物等整備事業(優良再開発型) この要綱に定めるところによって行われる優良再開発型優良建築物等整備事業をいう。

(建築物及び敷地の要件)

第3条 神戸市優良建築物等整備事業(優良再開発型)に係る建築物及びその敷地は、次の各号に適合するものでなくてはならない。

- (1) 制度要綱第4第一号、第六号から第九号までの規定に適合するものであること。
- (2) その敷地が、国勢調査による直近の人口集中地区内、又は都市計画事業等の施行に関連して市長が特に必要と認めた区域内にあること。
- (3) 地区計画の区域、まちづくり協定の地区、建築協定の区域及び都市景観形成地域内にあつては、それぞれ内容及び基準に適合すること。

(補助対象及び補助金)

第4条 市は、予算の範囲内において、神戸市優良建築物等整備事業(優良再開発型)の施行者に対して、次の各号に掲げる補助対象事業に要する費用の額(以下「補助対象額」という。)の3分の2に相当する額を限度として補助することができる。

(1) 調査設計計画

- ア 事業計画作成費
- イ 地盤調査費
- ウ 建築設計費

(2) 土地整備

- ア 建築物除却費
- イ 整地費
- ウ 補償費

(3) 共同施設整備

- ア 空地等整備費
- イ 供給処理施設整備費
- ウ その他施設整備費

2 前項各号の補助対象事業の区分及び補助対象額は、社会資本整備総合交付金交付要綱附属第三編又は当該年度の国要領に定めるところによるほか、別に定める神戸市優良建築物等整備事業(優良再開発型)補助要領によるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 施行者は、優良再開発型優良建築物等整備事業(以下「優建事業」という。)について神戸市優良建築物等整備事業(優良再開発型)補助(以下「市補助」という。)を受けようとするときは、補助金交付申請書(別記様式1)を作成し、市長に提出しなければならない。

2 施行者は、2以上の優建事業について、市補助を受けようとするときは、1つの優建事業ごとに補助金交付申請を行わなければならない。

(補助金の交付決定等)

第6条 市長は、補助金交付申請書を受理した場合は、これを審査し、適当と認めるときは、市補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書(別記様式2)により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の補助金の交付を決定するにあたり、必要があるときは当該補助金の交付について条件を付することができる。

(補助金の経理)

第7条 施行者は、市補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、補助事業の完了後5カ年間保存しなければならない。

(経費の配分の変更)

第8条 施行者は、第4条第1項各号の経費の配分の変更をしようとする場合は、経費の配分変更承認申請書(別記様式3)により、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合において、当該申請を承認すべきであると認めるときはその旨を当該申請者に通知するものとする。

(補助事業の内容の変更)

第9条 施行者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、次の各号によらなければならない。

(1) 補助金の額に変更を生じない場合の変更

施行者は、次に掲げる変更が生じ、それにより事業の内容が変わるときは、事業内容の変更承認申請書(別記様式4)により、市長の承認を受けなければならない。

ア 住宅等の位置、構造型式又は階数の変更

イ 事業を施行する区域の変更

(2) 補助金の額に変更を生じる場合の変更

施行者は、補助金交付変更申請書(別記様式5)を作成し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項第1号の申請があった場合において、当該申請を承認すべきであると認めるときはその旨を当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項第2号の補助金交付変更申請書を受理した場合は、これを審査し、適当と認めるときは、市の補助金の交付の変更を決定し、補助金交付変更決定通知書(別記様式5の2)により当該申請者に通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 施行者は、補助金交付決定後において補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、すみやかに事業中止(廃止)承認申請書(別記様式6)を提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合において、当該申請を承認すべきであると認めるときはその旨を当該申請者に通知するものとする。

(補助事業の完了期日の変更)

第11条 施行者は、補助事業が交付決定通知に付された期日までに完了しない場合は、すみやかにその理由を付して、完了期日変更承認申請書(別記様式7)により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による完了期日変更承認申請書の内容を審査し、やむをえないと判断したときは、施行者に対して完了期日変更承認書(別記様式8)により通知するものとする。

(補助事業の遂行状況報告)

第12条 施行者は、市長から当該事業の遂行状況について報告を求められたときは、市長が別に定めるところにより事業遂行状況報告書(様式9)を市長に提出しなければならない。

2 事業のうち、建築物除却等工事、仮設店舗等設置工事、施設建築物に係る工事の遂行状況に限り、施行者は、概ね一月ごとに事業遂行報告を市長に提出しなければならない。ただし、この場合、事業遂行状況報告書(様式7)については、現場写真(撮影箇所等を示す図面を含む。)及び工事工程表をもって代えることができる。なお、この工事工程表には当該報告に対応する進捗率が記載されていなければならない。

(遂行命令等)

第 13 条 市長は、施行者が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件(以下「条件等」という。)に従って補助事業を遂行していないと認めるときは、当該施行者に対し、条件等に従って当該補助事業を遂行すべきことを命じることができる。

2 市長は、施行者が前項の命令に違反したときは、当該施行者に対し、補助事業の遂行の一時停止を命じることができる。

(実績報告)

第 14 条 施行者は、事業が完了したとき(廃止の承認を受けたときを含む。以下同じ。)は、当該補助事業完了の日(廃止の承認を受けた日を含む。以下同じ。)から起算して 15 日を経過した日又は当該補助事業が完了した日の属する会計年度の3月 31 日のいずれか早い日までに完了実績報告書(別記様式 10)を市長に提出しなければならない。

2 施行者は、補助事業が翌年度にわたるときは、当該補助金の交付の決定に係る会計年度の3月 31 日までに年度終了実績報告書(別記様式 11)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前2項の報告書のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

(補助金の額の確定)

第 15 条 市長は、前条第1項の規定による完了実績報告書又は前条第2項の規定による年度終了実績報告書(以下「実績報告書」という。)を受理した場合、当該報告に係る補助事業の成果が条件等に適合しているかを審査し、適合すると認めるときは、補助事業に要した費用に補助率を乗じて得た額と補助金の交付決定額のいずれか低い額をもって、補助金の額を確定し、事業の完了にあつては補助金の最終額、それ以外のときは出来高額を確定通知書(別記様式 12)により当該施行者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第 16 条 市長は、前条の規定による補助金の額を確定した場合は、当該施行者から補助金交付請求書(別記様式 13)を徴し、補助金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、第6条第1項の規定による決定に係る補助事業の完了前に、当該施行者から補助金交付請求書(別記様式 13)を徴し、同項の規定により決定した補助金の交付予定額の全部又は一部について概算払又は前金払をすることができる。

(是正のための措置)

第 17 条 市長は、実績報告書において、当該補助事業の成果が条件等に適合しないと認めるときは、当該補助事業の成果を条件等に適合させるための措置をとるよう施行者に命じることができる。

(補助金の返還)

第 18 条 市長は、第 15 条の規定により補助金の交付額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、確定した交付額を超える額に相当する額の返還を命ずるものとする。

2 施行者は、市長から前項の命令を受けたときは、期限内に市長の指定する方法で精算しなければならない。

(表示板の設置義務)

第 19 条 施行者は、施設建築物の建築工事が完了したときは、当該施設建築物が第2条の規定に基づく優良建築物であることを示す別記表示板を、前面道路から容易に視認できる位置に設置しなければならない。

(維持管理に関する施行者の責務)

第 20 条 施行者は、事業遂行にあたり、事業完了後に施設建築物及びその敷地が適切に維持管理するために必要な措置を講じなければならない。

(書類の様式)

第 21 条 この要綱に定める様式の添付書類について、国又は県が別に定めている場合は、国又は県の定めるものにかえることができる。

(施行細目)

第 22 条 補助要領、建設基準、運用基準及び標準処理期間等、この要綱の施行について必要な事項は主管局長が定める。

附 則(施行期日)

改正後の要綱は、平成 27 年4月1日から施行する。

附 則(施行期日)

改正後の要綱は、平成 31 年4月1日から施行する

附 則(施行期日)

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

附 則(令和6年 3 月 1 日改正)

この要綱は、令和6年 3 月 1 日から施行する。

表示板(第 19 条関係)

